

評議員等及び評議員選任・解任委員  
報酬規程

社会福祉法人 金 亀 会

## 評議員等及び評議員選任・解任委員報酬規程

社会福祉法人金亀会は、定款第8条及び第21条による評議員及び役員（以下「評議員等」という。）の報酬と、評議員選任・解任委員会運営細則第9条による評議員選任・解任委員の報酬（以下「報酬」という。）について、次のとおり規程を定める。

### （基本原則）

- 第1条 評議員等及び評議員選任・解任委員は、定款に定める業務を誠実に遂行しなければならない。
- 2 報酬は本部経理区分予算の中から各評議員等及び評議員選任・解任委員に支払うものとする。
- 3 社会福祉法人金亀会が設置・経営する当該施設の長並びに職員が評議員等及び評議員選任・解任委員の場合には報酬は支給しないものとする。

### （理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席）

- 第2条 評議員等及び評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

### （評議員等の報酬）

- 第3条 理事長が前条以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 2 理事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2より報酬を支払うことができる。
- 3 評議員が前条以外で法人および施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。
- 4 監事が前条以外で法人及び施設の運営のため、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、及び運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

### （報酬の支払方法）

- 第4条 支払いの事実が発生した後、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払うこととする。
- 2 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。（前月の16日から当月の15日までを計算期間とし、当月25日支払日が休日の場合はその前日、その前日が休日の場合は支払日の翌日、支払日の翌日が休日の場合は支払日の前前日、その前前日が休日の場合は支払日の翌々日となる。）

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成18年4月1日より適用する。

平成29年 4月 1日 改訂

別表1 (日額)

名 称	報 酬
理 事 会 出 席	8, 8 8 8 円
評 議 員 会 出 席	8, 8 8 8 円
評議員選任・解任委員会出席	8, 8 8 8 円

別表2 (日額)

名 称	報 酬
理 事 長 業 務	2 2, 0 0 0 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務	2 2, 0 0 0 円
監 事	2 2, 0 0 0 円